

○国土交通省令第七号

船員法（昭和二十二年法律第百号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>第二十九条（略）</b></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル）の単独、無帽、かつ、正面のもので台紙に貼らないもの）二葉</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。</p>	<p><b>第二十九条（略）</b></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（縦五・五センチメートル、横四センチメートル）の単独、無帽、かつ、正面上半身のもので台紙にはらないもの）二葉</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。</p>

（水先法施行規則の一部改正）

第二条 水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（免許の申請）</p> <p><b>第一条の二</b> 水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真（単独、上三分身、脱帽、正面で申請前六月以内に撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p><b>第一条の二</b> 水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真（単独、上半身、脱帽、正面で申請前六箇月以内に撮影した名刺形台紙なしのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>

(測量法施行規則の一部改正)  
 第三条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第十の二 (第十条関係)

別表第十の二 (第十条関係)

(表面)

〇 9. センチメートル 〇

令和 年 測量士試験写真票

受験地	× 受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別	男 女
		明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生
本籍		都 府 県	
ふりがな 現住所			
令和 年 月 日撮影	受 験 区 分	測 量 士 補	

(切り離してはいけません)

(写真欄)

- ・申込前6月以内撮影
- ・脱帽・正面向
- ・縦4.5cm×横3.5cm
- ・本人と確認できるもの
- ・真全面にのりをつけること
- ・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。

(裏面)

(表面)

〇 9. センチメートル 〇

令和 年 測量士試験写真票

受験地	× 受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別	男 女
		明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生
本籍		都 府 県	
ふりがな 現住所			
令和 年 月 日撮影	受 験 区 分	測 量 士 補	

(切り離してはいけません)

(写真欄)

- ・申込前6箇月以内撮影
- ・脱帽・上半身・正面向
- ・縦6cm・横4.5cm
- ・本人と確認できるもの
- ・受験写真として適当なもの
- ・真全面にのりをつけること
- ・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。

(裏面)

(略)

(略)

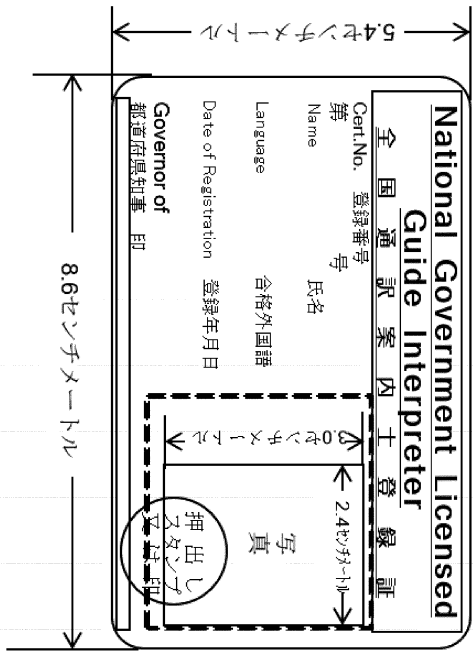
(通訳案内士法施行規則の一部改正)  
**第四条** 通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

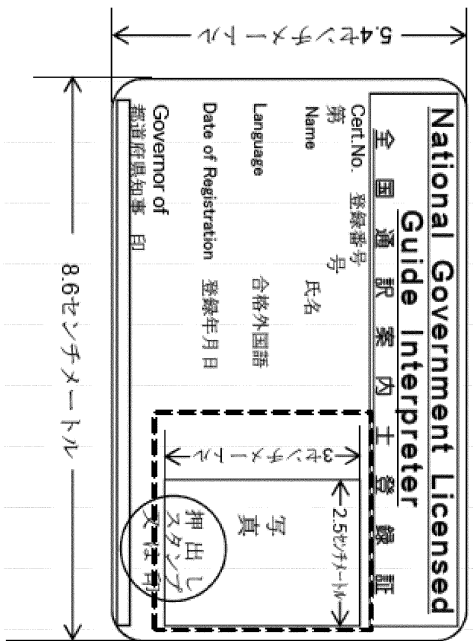
改正前

(登録の申請)  
**第十六条 (略)**  
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一〜三 (略)  
 四 写真(最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十條第一項において同じ。)(二葉)  
 五 (略)  
 3 (略)  
 第五号様式(第十六条関係)

(登録の申請)  
**第十六条 (略)**  
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一〜三 (略)  
 四 写真(最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十條第一項において同じ。)(二葉)  
 五 (略)  
 3 (略)  
 第五号様式(第十六条関係)



(表面)



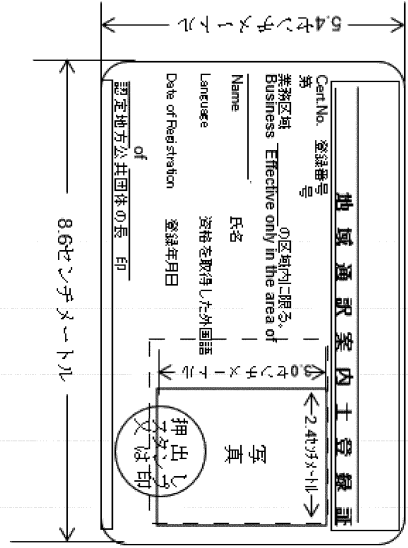
(表面)

(裏面)  
(略)

(裏面)  
(略)

第十二号様式 (第三十七条関係)

(表面)

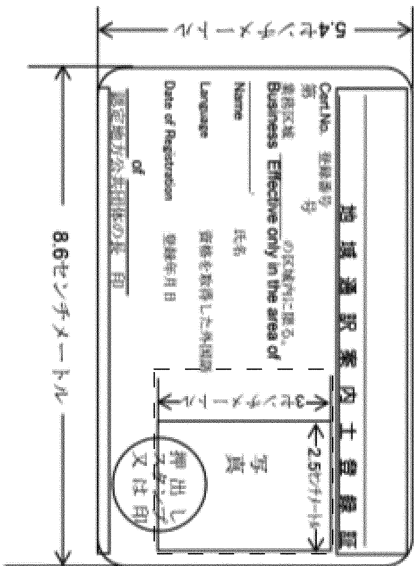


(注) 表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

(裏面) (略)

第十二号様式 (第三十七条関係)

(表面)



(注) 表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

(裏面) (略)

(建築士法施行規則の一部改正)

第五条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(免許の申請)		(免許の申請)	
第一条の五 (略)		第一条の五 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「二級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。		3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「二級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。	

<p>(受験申込書)</p> <p><b>第十五条</b> 一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請前六月以内に、脱帽して正面から撮影した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受験申込書)</p> <p><b>第十五条</b> 一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請前六月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>
--	--

**第六条** 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>(建築基準適合判定資格者検定の受検申込書)</p> <p><b>第一条</b> 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(建築基準適合判定資格者検定の受検申込書)</p> <p><b>第一条</b> 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(海事代理士試験規程の一部改正)  
**第七条** 海事代理士試験規程（昭和二十六年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p><b>第四条</b> 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に備え付けてある受験願書に受験希望地その他の所要事項を記入し、これに出願前六月以内に撮影した写真（脱帽上半身のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて、受験希望地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。ただし、第一条第三項の規定により筆記試験の免除を受けようとする者は、地方運輸局長を経由しないで国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p><b>第四条</b> 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に備え付けてある受験願書に受験希望地その他の所要事項を記入し、これに出願前六月以内に撮影した名刺型写真（脱帽上半身のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて、受験希望地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。ただし、第一条第三項の規定により筆記試験の免除を受けようとする者は、地方運輸局長を経由しないで国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正)  
 第八条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改正する。  
 第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)

(表)

	<p>海 技 免 状</p> <p>CERTIFICATE OF COMPETENCY</p> <p>日 本 国 政 府</p> <p>THE GOVERNMENT OF JAPAN</p> <p>This Certificate is issued in accordance with the provision of paragraph 1, Article 7 of the Law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951.</p> <p>国 土 交 通 大 臣</p> <p>Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;">印</div>	
--	--	--

210 ミリメートル

93 ミリメートル

102 ミリメートル

297 ミリメートル

102 ミリメートル



第7号様式（第9条の5、第9条の8、第37条、第80条、第85条関係）

(日本産業規格A列4番)

## 海技士身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること。)		性 別
		男 女
出 生 年 月 日	更新をし、又は再交付を受けようとする海技免状に係る資格 又は受けようとする試験の種別	
年 月 日		
現 住 所		
〒 ( )		

(写 真)

次のような写真を貼り  
付けること。

- 縦30mm  
横24mm
- 申請日前6月以内撮影
- 無帽、正面上三分身

(指定医師記入)

## 1. 視 力

裸 眼 視 力 (矯正 視 力)	左 ( )	右 ( )	両眼 ( )
---------------------	----------	----------	-----------

## 2. 色 覚

正 常	パネルD-15 ( Pass ・ Fail )	そ の 他 ( )
-----	-------------------------	-----------

## 3. 聴 力

5 m の 話 声 語 の 弁 別	可 不可
-------------------	------

## 4. 疾 病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	勤務への支障
有 無		有 無

## 5. 身体機能の障害


(1) 身体機能の障害の有無

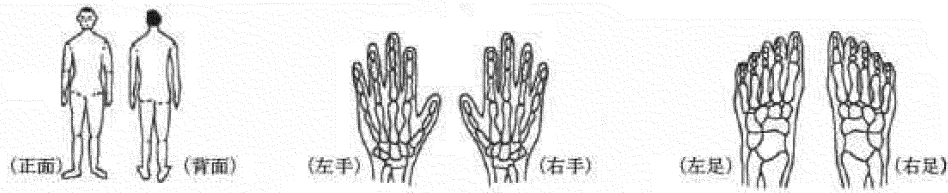
身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	

握 力 (手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg	右 kg
------------------------	------	------

第七号様式を次のように改める。



(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)  
 切断部位は ——、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能に障害のある者の場合のみ記入)

① 関節の屈伸

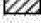
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない

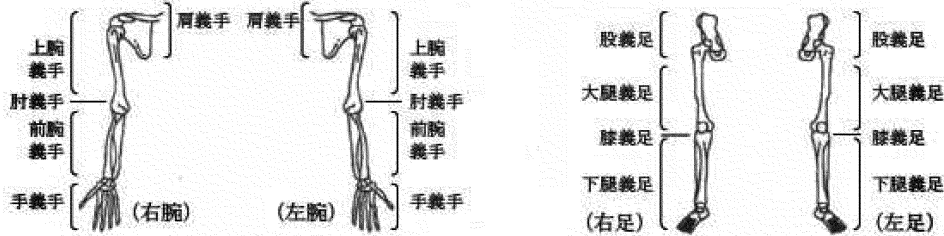
② 障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手 関節	肘 関節	肩 関節
左 右	左 右	左 右
股 関節	膝 関節	足 関節
左 右	左 右	左 右

③ 運動機能障害の程度 (膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入)

一般歩行	できる	できない
低重心歩行	できる	できない
跳 躍	できる	できない

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)  
 義手義足を装着している部分を  により図示すること。



6. 指定医師所見 (受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の検査項目について 年 月 日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

指定医師の氏名  
 医療機関の名称、所在地及び連絡先

## 第9号様式 (第11条関係)

79ミリメートル	
10ミリメートル	
氏名 (漢字)	(写 真) 次のような写真を貼り付けること。 1 縦30ミリメートル 横24ミリメートル 2 申請日前6月以内撮影 3 無帽、正面上三分身
氏名 (ローマ字)	
海技免状用写真票	
24ミリメートル	
8.5ミリメートル 8.5ミリメートル	30ミリメートル

第九号様式を次のように改める。

## 備考

用紙は日本産業規格乙1583「印刷用粘着用紙」とする。

第15号様式の2 (第65条の2関係) (日本産業規格A列4番)

縮約国資格受有者身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること。)		性 別	
		男 女	
出 生 年 月 日	指 定 を 受 け よ う と す る 就 業 範 囲		
年 月 日			
現 住 所			
☎ ( )			

(写 真)

次のような写真を貼り付けること。

1. 縦30mm  
横24mm
2. 申請日前6月以内撮影
3. 無帽、正面上三分身

(指定医師記入)

1. 視 力

裸 眼 視 力 (矯 正 視 力)	左 ( )	右 ( )	両眼 ( )
----------------------	----------	----------	-----------

2. 色 覚

正 常	パネルD-15 ( Pass ・ Fail )	そ の 他 ( )
-----	-------------------------	-----------

3. 聴 力

5 m の 話 声 語 の 弁 別	可 不可
-------------------	------

4. 疾 病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	勤務への支障
有 無		有 無

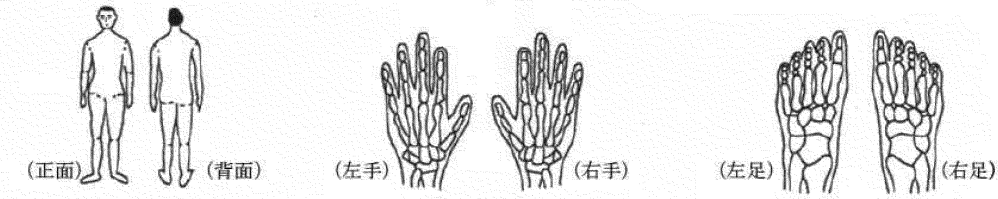
5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	
握 力 (手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg 右 kg

第十五号様式の二を次のように改める。

(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)  
 切断部位は —、障害部位にはにより図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能に障害のある者の場合のみ記入)

①関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない

②障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

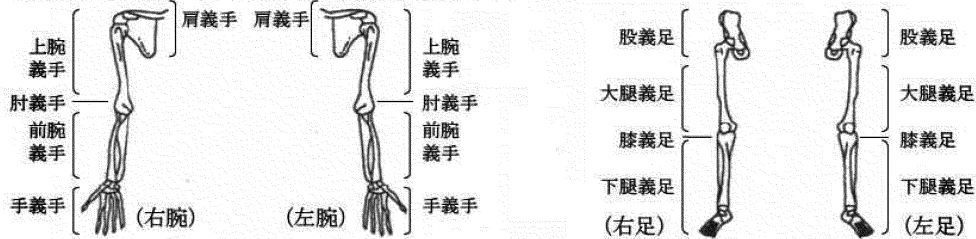
手 関 節	肘 関 節	肩 関 節
左 右	左 右	左 右
股 関 節	膝 関 節	足 関 節
左 右	左 右	左 右

③運動機能障害の程度 (膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入)

一 般 歩 行	できる	できない
低 重 心 歩 行	できる	できない
跳 躍	できる	できない

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を により図示すること。



6. 指定医師所見 (受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の検査項目について 年 月 日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

指定医師の氏名  
 医療機関の名称、所在地及び連絡先

第十六号様式を次のように改める。

第 16 号様式 (第 65 条の 5 関係)

(表)

締約国資格受有者承認証

CERTIFICATE ATTESTING THE RECOGNITION OF THE COMPETENCY  
OF THE HOLDER OF A CERTIFICATE ISSUED BY A PARTY TO  
THE INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING,  
CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978, AS  
AMENDED (THE STCW CONVENTION)

日本国政府  
THE GOVERNMENT OF JAPAN

船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和28年法律第149号) 第23条  
第7項において準用する第7条第1項の規定により交付する。  
This Certificate is issued in accordance with the provision  
of paragraph 1, Article 7 of the law for Ships' Officers and  
Boats' Operators, 1951 which apply mutatis mutandis pursuant  
to paragraph 7, Article 23 of the said Law.

国土交通大臣 印  
Minister of Land, Infrastructure,  
Transport and Tourism

210 ミリメートル

148.5 ミリメートル

297 ミリメートル

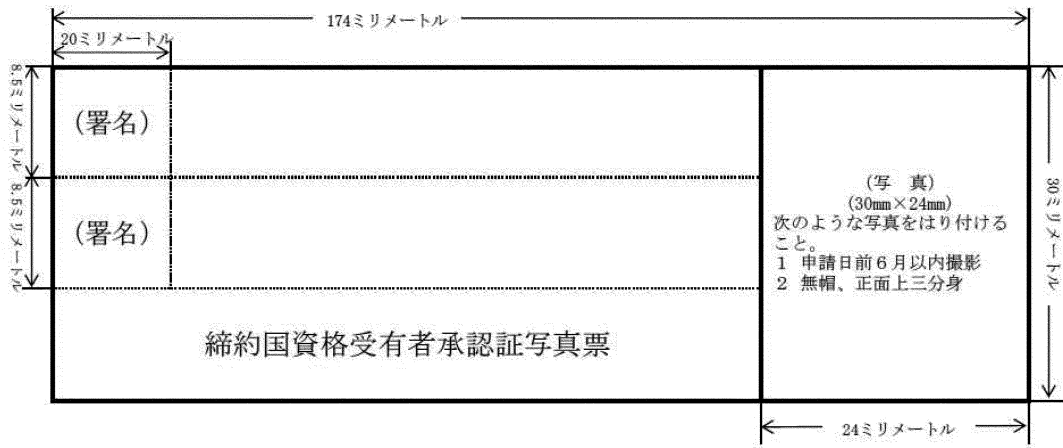
148.5 ミリメートル

第16号様式(第65条の5関係)

(表)

<p>承認証番号 Certificate No. ----- 承認年月日 Date of recognition -----</p> <p>氏名(性別) Name (Sex) -----</p> <p>(署名) (Signature)</p> <p>生年月日 Date of birth -----</p> <p>本籍又は国籍 Registered domicile or Nationality -----</p> <p>承認証交付年月日 Date of issue -----</p> <p>承認証有効期間満了日 Date of expiry -----</p> <p>写真 Photograph (30mm×24mm)</p> <p>受有締約国資格証明書 Certificate issued by a party to the STCW Convention</p> <p>発給国名 Issuing party -----</p> <p>証明書番号 Certificate No. -----</p> <p>証明書における就業範囲 Authorized capacity -----</p> <p>有効期間満了日 Date of expiry -----</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の規定により、上記の者が船舶職員になることを承認する。</p> <p>It is hereby recognized that the above-mentioned person may serve as Ships' Officer in the following capacity in accordance with the provision of paragraph 1, Article 23 of the Law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951.</p> <p>指定就業範囲 Authorized capacity</p> <p>LIMITATIONS APPLYING</p> <p>備考 Note 有効期間内であっても、締約国資格証明書が効力を失ったときには、この承認証も効力を失う。 If the above-mentioned certificate issued by the party expires, this certificate shall also expire in spite of the available period of it.</p>	<p>148.5mm</p> <p>297mm</p> <p>148.5mm</p> <p>210mm</p> <p>承認証</p> <p>JAPAN</p> <p>ENDORSEMENT ATTESTING THE RECOGNITION OF A CERTIFICATE UNDER THE PROVISIONS OF THE INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978, AS AMENDED</p> <p>The government of JAPAN certifies that Certificate No. ----- issued to ----- by or on behalf of the government of ----- is duly recognized in accordance with the provisions of regulation I/10 of the above Convention as amended, until -----.</p> <p>The lawful holder of this endorsement may serve in the following capacity or capacities specified in the applicable safe manning requirements of the Administration:</p> <p>CAPACITY -----</p> <p>LIMITATIONS APPLYING -----</p> <p>Note -----</p> <p>Endorsement No. ----- Issued on -----</p> <p>署名 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism</p> <p>国土交通大臣 印</p> <p>The original of this endorsement must be kept available in accordance with regulation I/2, paragraph 11, of the Convention while serving on a ship.</p> <p>Date of birth of the holder of the certificate: -----</p> <p>Signature of the holder of the certificate: -----</p> <p>(署名) (Signature)</p>
---	---

第17号様式 (第65条の6関係)



第十七号様式を次のように改める。

備考

用紙は日本産業規格乙1583「印刷用粘着用紙」とする。

第18号様式(第66条関係)

(日本産業規格A列4番)

# 操縦免許申請書

08

の資格の操縦免許を関係書類を添えて申請します。

【写真の要件】  
 1. 申請者の本人のみが撮影されたもの  
 2. 提出の前6月以内に撮影されたもの  
 3. 縦45ミリメートル×横35ミリメートル(縁なし)のもの  
 4. 顔正面、無帽、無背景

① 資格種別等  
 一級  二級  湖川  特殊  
 特定(旅客)  設備等限定

② 試験事務所番号 ③ 試験ID (‘0’も記入して下さい) ④ 受験番号

一級・二級等  
 特殊

(単位:mm) 35 45  
 写真

(注) 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

⑤ 申請者氏名

小文字区分  
 カタカナ  
 漢字

(注1) 氏名は1マスあけて記入して下さい。  
 (注2) 全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。例：ジュン → ジュン  
 (注3) 濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。

(注) 氏名は1マスあけて、楷書体で記入して下さい。

⑥ 申請者住所

〒 市外局番から左詰で記入して下さい。 電話番号

都道府県

⑦ 出生年月日 ⑧ 性別 ⑨ 本籍名

該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。(左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁)  
 年月日 性別 都道府県名

⑩ 国籍 ⑪ 操縦免許

該当する枠内に×印を記入して下さい。その他の国籍はコード番号を記入して下さい。 小型船舶操縦士の免許を保有している方は、免許証(免状)番号を記入して下さい。(‘0’も記入すること)  
 国籍 操縦免許

⑫ 現有海技免許 ⑬ 申請月日 ⑭ 免許証交付年月日 ⑮ 免許証返納の有無

現在受有している全ての海技免許の種類について、該当する枠内に×印を記入して下さい。  
 航海 機関 通信 電子通信  
 申請月日 免許証交付年月日 免許証返納の有無

【注意】 1. 登録免許税は納付書により納付して下さい。  
 2. ※印欄は記入しないで下さい。  
 3. 滅失により現有する免許証(免状)を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

第十八号様式を次のように改める。





第21号様式(第73条関係)

(日本産業規格A列4番)

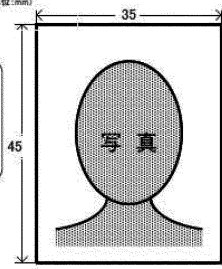
登録事項(操縦免許証)訂正申請書

10

下記のとおり変更(誤り)がありましたので、関係書類を添えて申請します。

① 訂正項目
該当する枠内に×印を記入して下さい。
氏名 生年 本籍 住所 その他
月日 国籍

【写真の要件】
1. 申請者の本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6月以内に撮影されたもの
3. 縦45ミリメートル×横35ミリメートル(緑なし)のもの
4. 顔正面、無帽、無背景



② 免許証の種類
該当する枠内に×印を記入して下さい。
一級 二級 湖川 特殊

③ 免許証番号
〇も含めて記入して下さい。

(注) 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

④ 申請者氏名
小文字区分 カタカナ 漢字
(注) 氏と名は1マスあけて記入して下さい。
(注2) 全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。
(注3) 濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。

⑤ 申請者住所
〒 電話番号
都道府県

⑥ 出生年月日
該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。
年月日が1桁の場合は十の位に〇を記入して下さい。(左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁)

⑦ 性別
該当する枠内に×印を記入して下さい。
⑧ 都道府県名
(漢字) 都道府県

⑨ 国籍
該当する枠内に×印を記入して下さい。
その他の国籍はコード番号を記入して下さい。
⑩ 申請月日
月日が1桁の場合は十の位に〇を記入して下さい。

裏面も忘れず記入して下さい。

※⑪ 免許証交付年月日
※⑫ 免許証返納の有無

【注意】
1. 手数料は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 各欄には訂正後の新しい内容を記入して下さい。
4. 滅失により受有する免許証を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

第二十一号様式を次のように改める。







第23号様式（第80条、第85条、第99条関係）（日本産業規格A列4番）

小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること。)		性 別	
		男 女	
出 生 年 月 日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格 又は受けようとする試験の種類		
年 月 日			
現 住 所			
〒 ( )			

(写 真)

次のような写真をはり付けること。

- 縦45mm～30mm  
横35mm～24mm
- 申請日前6月以内撮影
- 無帽、正面

(医師又は検査員記入)

1. 視 力

視 力 (矯正で可)	左	右
視 野 (矯正をしても一眼が0.5未満の者の場合のみ記入)	左	右

2. 色 覚

(更新又は失効再交付の場合は記入不要)

正 常	そ の 他
-----	-------

3. 聴 力

5mの話し語の弁別	可	不可
上欄の5mの話し語の弁別について「不可」の者にあつては汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不可

4. 疾 病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	業務への支障
有 無		有 無

5. 身体機能の障害


(1) 身体機能の障害の有無

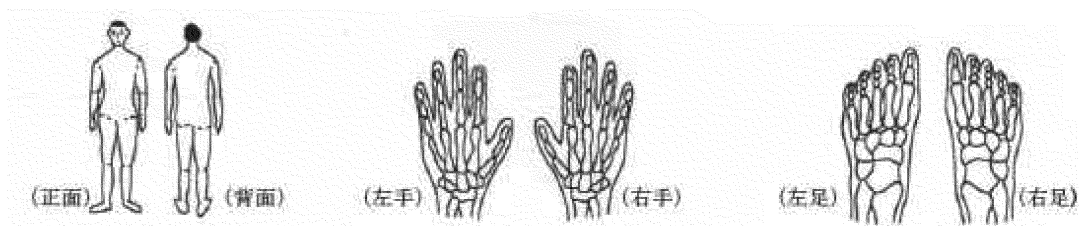
身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	

握力 (両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)	左	kg	右	kg
--------------------------	---	----	---	----

第二十三号様式を次のように改める。

(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

切断部位は \_\_\_\_\_、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能に障害のある者の場合のみ記入)


①関節の屈伸

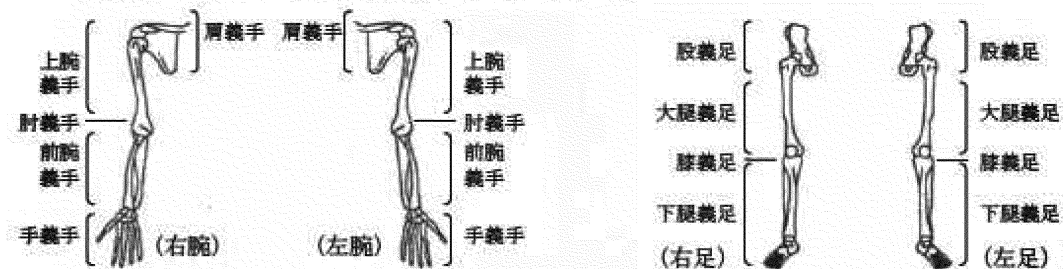
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩行	できる	できない

②障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を  により図示すること。



6. 医師又は検査員所見 (受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第9の検査項目について 年 月 日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

医師又は検査員の氏名

医療機関又は講習機関の名称、所在地及び連絡先







(日本産業規格A列4番)

第25号様式(第99条関係)

小型船舶操縦士国家試験申請書

小型船舶操縦士試験を受験したいので関係書類を添えて申請します。 申請日 年 月 日

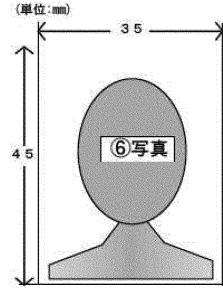
① 受験する試験 該当する枠内に×印を記入して下さい。 試験開始期日 試験地 ※受験番号

② 同時申請 (同時に申請する場合は、後に受験する試験を記入して下さい。) 受験する試験 試験開始期日 試験地 ※受験番号

③ 受験内容 身体検査 学科試験 実技試験 証明書なし 証明書有

④ 申請者氏名等 小文字区分氏名カナ 氏名漢字 現住所 電話番号

⑤ 本籍 (該当する枠内に×印を記入して下さい。) 北 青 群 新 富 石 滋 京 兵 鳥 島 山 海 森 馬 潟 山 川 賀 都 庫 取 根 口 道 島 新 富 石 滋 京 兵 鳥 島 山 秋 山 栃 茨 長 福 奈 大 岡 広 福 佐 田 形 木 城 野 井 良 阪 山 島 岡 佐 岩 宮 埼 東 静 山 和 香 愛 大 熊 長 手 城 玉 京 岡 梨 歌 山 川 媛 分 本 崎 島 千 神 愛 岐 三 徳 高 宮 馬 沖 嶺 葉 奈 知 阜 重 島 知 崎 島 縄



- [写真の要件] 1. 申請者の本人のみが撮影されたもの 2. 提出の日前6月以内に撮影されたもの 3. 縦45ミリメートル×横35ミリメートル(縦なし)のもの 4. 顔正面、無帽、無背景

⑦ 出生年月日 元号又は西暦のいずれかの枠内に×印を記入して下さい。 年月日 性別 国籍

⑩ 現有操縦免許 小型船舶操縦士の免許を受有している方は、免許証(免状)番号を記入して下さい。 現有免許事項 氏名 本籍・国籍

※⑫ 相談コーナー発行の提出書類 機能確認(一級・二級) 機能確認(特殊) 告知書

(注) 1. 申請書は鉛筆又はシャープペンシルで記入して下さい。 2. 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。 3. ※欄は記入しないで下さい。 〇試験申請により提出していただく個人情報は、受験に關してのデータ管理及び合格後の免許登録業務にのみ利用されます。

第二十五号様式を次のように改める。

(航空法施行規則の一部改正)

第九条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>第十六条の七 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙に貼らないもの(縦三センチメートル、横二・四センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。)</p> <p>二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(技能証明の申請)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。)</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>3 〓5 (略)</p>	<p>第十六条の七 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・四センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。)</p> <p>二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(技能証明の申請)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・五センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。)</p> <p>一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>3 〓5 (略)</p>	

(気象業務法施行規則の一部改正)

第十条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>3 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。</p> <p>第五條 (略)</p>	<p>改正後</p>	<p>3 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。</p> <p>第五條 (略)</p>	<p>改正前</p>
<p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真</p> <p>(試験の申請)</p> <p>第十六條 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>改正後</p>	<p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦五センチメートル、横五センチメートルの写真</p> <p>(試験の申請)</p> <p>第十六條 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>改正前</p>

(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)

第十一条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)  
 第十二条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。  
 第三十七条第一項第十号中「上三分身」を削り、「三・六センチメートル」を「三・〇センチメートル」に改める。  
 第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第48条の13関係)

(表)

<p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運行管理者 試験受験申請書</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">       収入 印紙     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">       受験番号※ 希望受験地     </div> </div> <p>郵便番号 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話(連絡先)</p> <p>(フリガナ) 氏 名 生年月日</p> <p>旅客自動車運送事業運行管理者試験を受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の13第1項の規定により、別紙書類を添付して申請します。</p>	<p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運行管理者 試験受験票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: none;">※</td><td style="border: none;">受験番号</td></tr> <tr><td style="border: none;">※</td><td style="border: none;">受験地</td></tr> <tr><td style="border: none;">氏 名</td><td style="border: none;"></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">24</p> <p style="text-align: center;">試験実施日 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">       写真欄        写真の裏面全体にのりを付けて貼ること。     </div>	※	受験番号	※	受験地	氏 名		<p>(通知表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: none;">※</td><td style="border: none;">受験番号</td></tr> </table> <p>旅客自動車運送事業運行管理者試験結果通知書</p> <p>あなたの運行管理者試験の結果は次のとおりですから、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: none;">※</td><td style="border: none;">合格年月日</td></tr> <tr><td style="border: none;">※</td><td style="border: none;"></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	※	受験番号	※	合格年月日	※	
※	受験番号													
※	受験地													
氏 名														
※	受験番号													
※	合格年月日													
※														

(裏)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; height: 40px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">郵便はがき</td> </tr> </table>		郵便はがき	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; height: 40px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">郵便はがき</td> </tr> </table>		郵便はがき
	郵便はがき				
	郵便はがき				

注(1) ※の欄は記入しないこと。

- (2) 運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第十三条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p><b>第十四条の三 (略)</b></p> <p>2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(宅地建物取引士資格登録の移転の申請)</p> <p><b>第十四条の五 (略)</b></p> <p>2 前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(宅地建物取引士証の交付の申請)</p> <p><b>第十四条の十</b> 法第二十二条の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用写真」という。)を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(登録の申請)</p> <p><b>第十四条の三 (略)</b></p> <p>2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(宅地建物取引士資格登録の移転の申請)</p> <p><b>第十四条の五 (略)</b></p> <p>2 前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(宅地建物取引士証の交付の申請)</p> <p><b>第十四条の十</b> 法第二十二条の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用写真」という。)を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

(施工技術検定規則の一部改正)

第十四条 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(第一次検定の受検申請)</p> <p><b>第四条</b> 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、</p>	<p>(第一次検定の受検申請)</p> <p><b>第四条</b> 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、</p>

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

**第四条の二** 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

**第四条の二** 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)  
 第十五条 タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

登 録 原 簿 (A)

登録番号							
運転免許証の番号							登録年月日 年 月 日
運転免許証の有効期限	運転免許の種類						
年 月 日	1 大型 2 中型 3 普通						
写 真							
年 月 日撮影							
フリガナ	氏 名	生 年 月 日					
	住所コード	フリガナ					
	住 所						
	事業者コード						
	事業者	氏名又は名称					
		住所					

登 録 原 簿 (A)

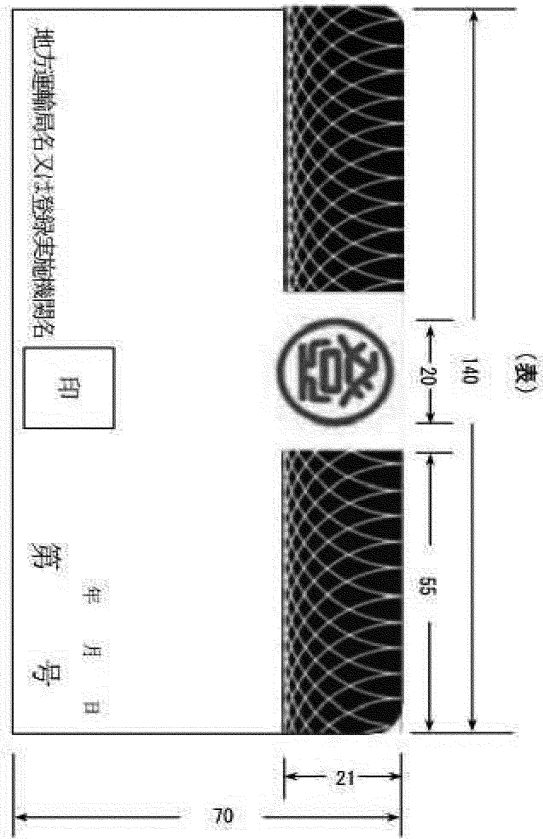
登録番号							
運転免許証の番号							登録年月日 年 月 日
運転免許証の有効期限	運転免許の種類						
年 月 日	1 大型 2 中型 3 普通						
写 真							
年 月 日撮影							
フリガナ	氏 名	生 年 月 日					
	住所コード	フリガナ					
	住 所						
	事業者コード						
	事業者	氏名又は名称					
		住所					

(登録申請書)  
 第三条 (略)  
 2 (略)  
 3 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。  
 第一号様式(その一)

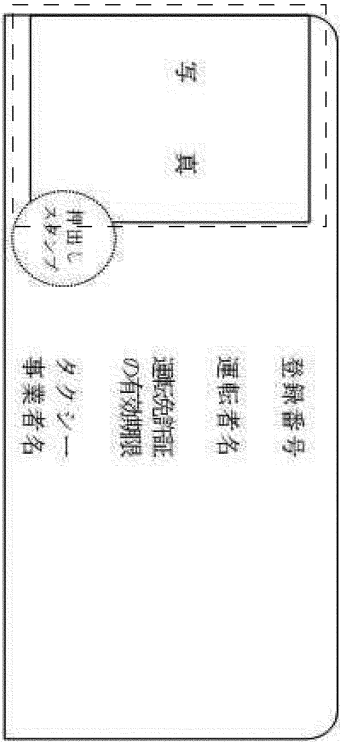
(登録申請書)  
 第三条 (略)  
 2 (略)  
 3 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した五センチメートル平方形の単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。  
 第一号様式(その一)



第八号様式

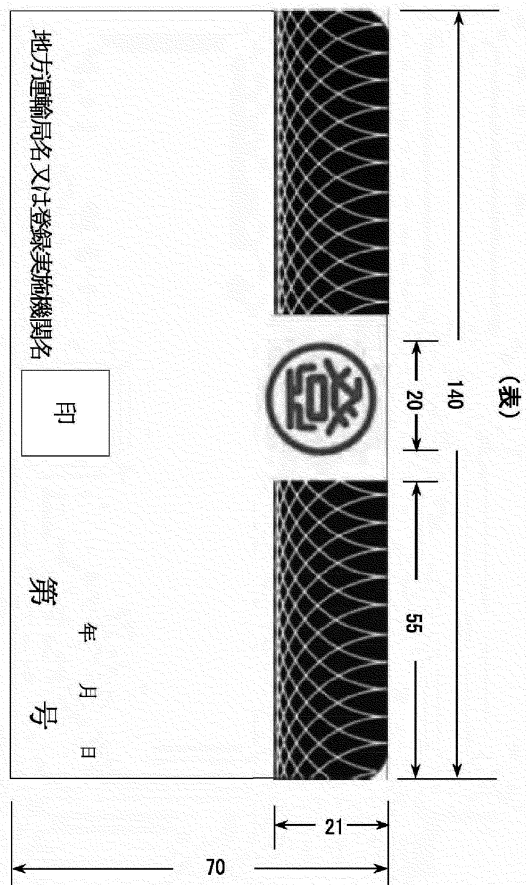


(裏)

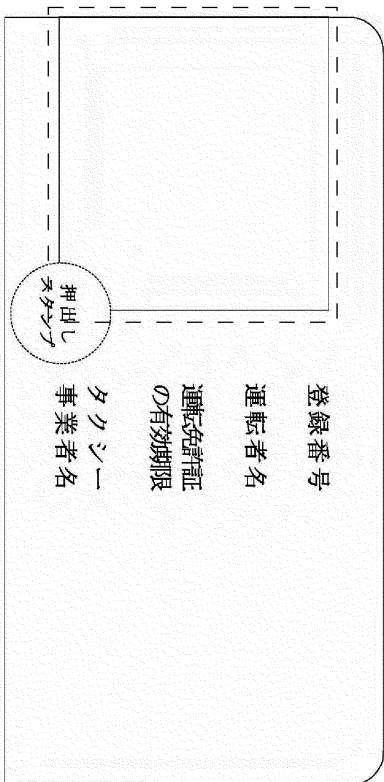


注 (略)

第八号様式

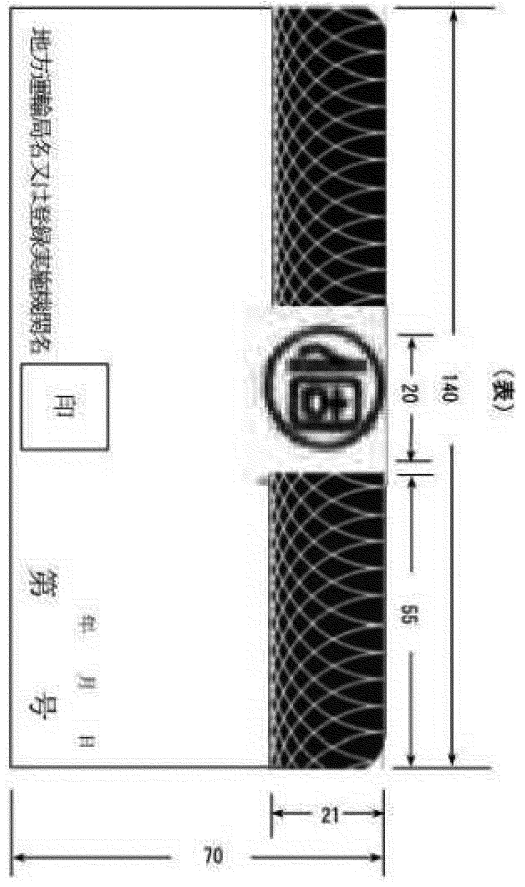


(裏)

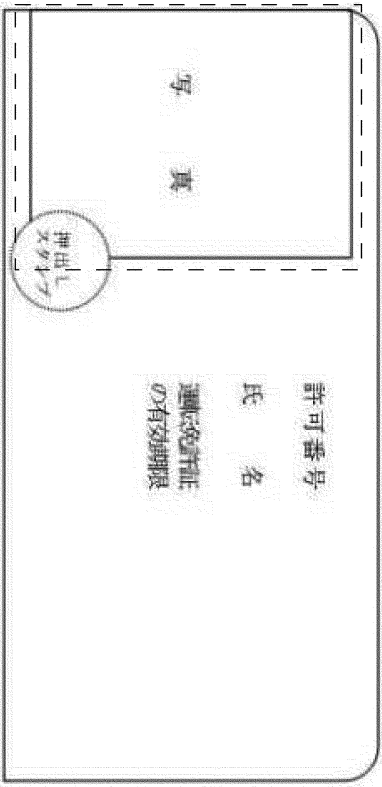


注 (略)

第十三号様式

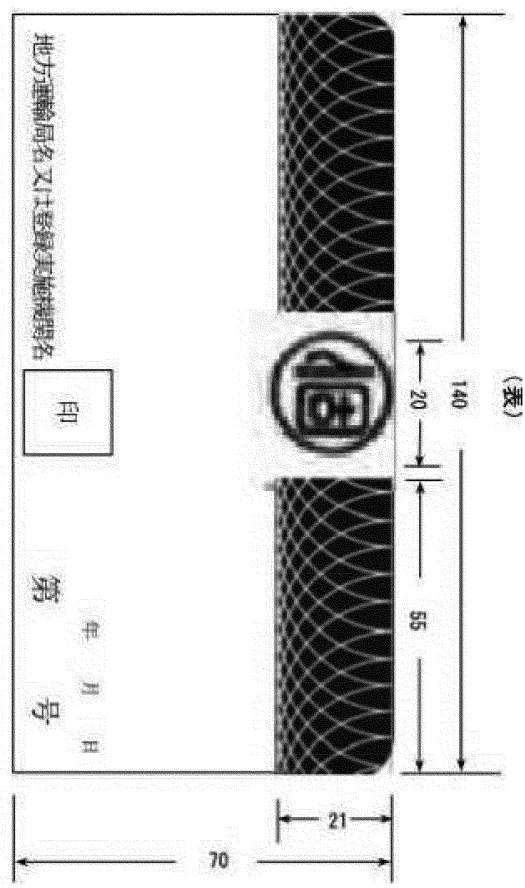


(裏)

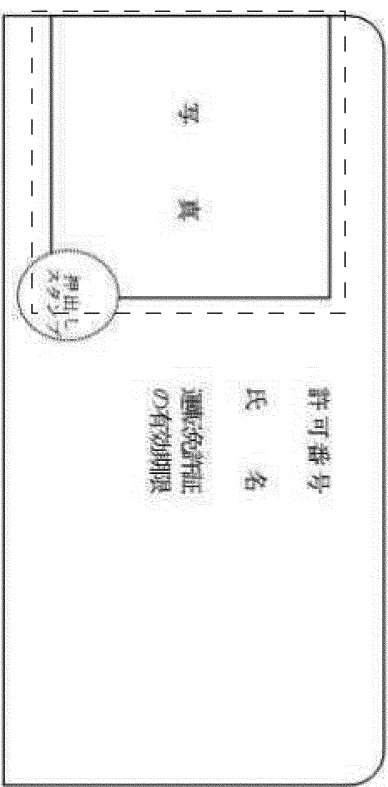


注 (略)

第十三号様式



(裏)



注 (略)

(旅行業法施行規則の一部改正)  
 第十六条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

第十号様式(第二十七条の七関係)

第十号様式(第二十七条の四関係)

旅行業務取扱管理者証

氏名 ( 年 月 日生)  
 所属営業所

( 年 月撮影)

総合旅行業務取扱管理者  
 で  
 上記の営業所に所属する  
 国内旅行業務取扱管理者  
 であることを証する。  
 (発行日) 年 月 日

旅行業者又は旅行業者(代理業者)の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代表者氏名

旅行業務取扱管理者証

氏名 ( 年 月 日生)  
 所属営業所

( 年 月撮影)

総合旅行業務取扱管理者  
 で  
 上記の営業所に所属する  
 国内旅行業務取扱管理者  
 であることを証する。  
 (発行日) 年 月 日

旅行業者又は旅行業者(代理業者)の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代表者氏名

第十一号様式(第二十八条関係)

第十一号様式(第二十八条関係)

外務員証

氏名 ( 年 月 日生)  
 所属営業所

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する外務員であることを証する。

旅行業者又は旅行業者(代理業者)の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代表者氏名

外務員証

氏名 ( 年 月 日生)  
 所属営業所

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する外務員であることを証する。

旅行業者又は旅行業者(代理業者)の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代表者氏名

(土地区画整理士技術検定規則の一部改正)  
 第十七条 土地区画整理士技術検定規則(昭和五十七年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(受検申請)

(受検申請)

第三条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による土地区画整理士技術検定受検申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(土地区画整理士技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの土地区画整理士技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関)に提出しなければならない。

第三条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による土地区画整理士技術検定受検申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(土地区画整理士技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの土地区画整理士技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関)に提出しなければならない。

一五 (略)  
 六 申請前六月以内に、脱帽して正面から写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの

一五 (略)  
 六 申請前六月以内に、脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル横四センチメートルのもの

2 (略)

2 (略)

(浄化槽設備士に関する省令の一部改正)  
 第十八条 浄化槽設備士に関する省令(昭和五十九年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(受験申請)

(受験申請)

第十条 試験を受けようとする者は、受験申請書に、第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第四号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第二号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(受験申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

第十条 試験を受けようとする者は、受験申請書に、第八条第一号から第三号までの一に該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第四号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第二号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(受験申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

一 第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する学校を卒業したこと及び指定学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

一 第八条第一号から第三号までの一に該当する学校を卒業したこと及び指定学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)

二・三 (略)

二・三 (略)

四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)  
第十九条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第32条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">運行管理者試験受験申請書</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収入 印紙</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">受験番号※ 希望受験地</div> </div> <p>郵便番号 住所 電話(連絡先)</p> <p>(フリガナ) 氏名 生年月日</p> <p style="font-size: small;">運行管理者試験を受けたので、貨物自動車運送事業輸送安全規則第32条第1項の規定により、別紙書類を添付して申請します。</p>	<p style="text-align: center;">運行管理者試験受験票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">受験番号※</td><td style="width: 50%;">受験地※</td></tr> <tr><td>氏名</td><td>氏名</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">試験実施日 年月日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">写真欄</div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">写真の裏面全体にのりを付けて貼ること。</p>	受験番号※	受験地※	氏名	氏名	<p>(通知表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">受験番号※</div> <p style="text-align: center;">運行管理者試験結果通知書</p> <p style="font-size: x-small;">あなたの運行管理者試験の結果は次のとおりですから、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">合格年月日※</td><td style="width: 50%;">年月日</td></tr> </table>	合格年月日※	年月日
受験番号※	受験地※							
氏名	氏名							
合格年月日※	年月日							

(裏)

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 40%;">〒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 40%;">〒</div> </div>	<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 40%;">〒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 40%;">〒</div> </div>
--	--

注(1) ※の欄は記入しないこと。

(2) 運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。

(3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p><b>第七十三条</b> 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」という)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p><b>第七十三条</b> 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」という)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第二十一条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第六十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

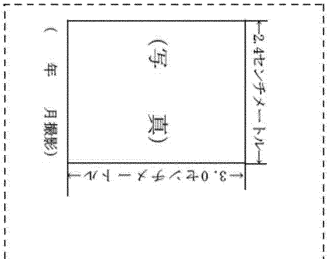
改正後	<p>(帳簿の備付け)</p> <p><b>第九条</b> 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した<u>単独</u>、無帽、正面、無背景の縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿</p> <p>2 (略)</p>	改正前
改正前	<p>(帳簿の備付け)</p> <p><b>第九条</b> 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した<u>単独</u>、<u>上三分身</u>、無帽、正面、無背景の縦三・六センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真をはり付けた運転代行業務従事者の名簿</p> <p>2 (略)</p>	

(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正)  
 第二十二條 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

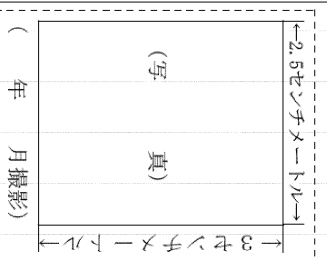
改正後

改正前

別記第二号様式(第九条の二関係)

	<p>観光圏内限定旅行業務取扱管理者証</p> <p>氏 名 ( 年 月 日生)</p> <p>所属営業所</p> <p>上記の営業所に所属する観光圏内限定旅行業務取扱        管理者であることを証する。        (発行日) 年 月 日</p> <p>観光圏内限定旅行者代理業者の氏名又は名称        主たる営業所の所在地        代 表 者 氏 名</p>
--	---

別記第二号様式(第九条の二関係)

	<p>観光圏内限定旅行業務取扱管理者証</p> <p>氏 名 ( 年 月 日生)</p> <p>所属営業所</p> <p>上記の営業所に所属する観光圏内限定旅行業務取扱        管理者であることを証する。        (発行日) 年 月 日</p> <p>観光圏内限定旅行者代理業者の氏名又は名称        主たる営業所の所在地        代 表 者 氏 名</p>
--	---

第二十三条 国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正  
 国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年国土交通省令第四十号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記第二号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者証

氏 名 ( 年 月 日生)

所属営業所

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。  
(発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行業者(代理業者)の氏名又は名称  
主たる営業所の所在地  
代 表 者 氏 名

別記第二号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者証

氏 名 ( 年 月 日生)

所属営業所

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。  
(発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行業者(代理業者)の氏名又は名称  
主たる営業所の所在地  
代 表 者 氏 名



(小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)  
**第二十四条** 小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年国土交通省令第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記第四号様式(第十条関係)

別記第四号様式(第十条関係)

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証

(写 真)

(年 月 撮影)

氏 名 (年 月 日生)

所属営業所

上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

(発行日) 年 月 日

小笠原諸島内限定旅行者代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

別記第四号様式(第十条関係)

別記第四号様式(第十条関係)

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証

(写 真)

(年 月 撮影)

氏 名 (年 月 日生)

所属営業所

上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

(発行日) 年 月 日

小笠原諸島内限定旅行者代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。